

四街道市第12回農業委員会議事録

令和4年3月10日(木)

第12回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年 3月10日

午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

3番 中村 永治 委員

5番 細野 裕樹 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第4号 令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第6号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について

協議報告第7号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 中村 礼奈 | 2番 永野 久雄 |
| 3番 中村 永治 | 5番 細野 裕樹 |
| 7番 小金井 貞夫 | 8番 江原 清 |
| 9番 佐藤 由美子 | 10番 三石 浩 |
| 11番 海保 芳久 | 12番 井岡 信夫 |
| 13番 林田 静治 | 15番 橋本 豊 |

欠席委員（2名）議席順

| | |
|----------|-----------|
| 6番 佐藤 慎一 | 14番 岡田 英明 |
|----------|-----------|

会議に出席した事務局職員の職・氏名

| | |
|------|-------|
| 局長補佐 | 渡辺 弘之 |
| 主任主事 | 酒井 哲也 |
| 主事 | 遅澤 瑞希 |

令和3年度第12回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年3月10日（木）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第12回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は3番中村永治委員、5番細野委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は佐倉市染井野に居住しており、購入により畑8, 124平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴40年のベテランで、佐倉市で7, 320平方メートルの畑を所有していましたが、転用等によりこれを処分し、新たに四街道市で畑11, 661平方メートルを購入及び借用により取得し、営農する計画であるとのことです。今回この3条申請で8, 124平方メートルの所有権移転と、7ページの議案第4号農用地利用集積計画案の番号4で1, 195平方メートル、番号5で2, 342平方メートルの畑を賃借により借用する計画となっています。この畑を農業経験3年の配偶者と新たに雇用する2名、計4名で耕作する予定です。

トラクター・耕運機・草刈機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、17ページ及び18ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきましては、去る3月3日に第3班による事前調査

会が行なわれております。

班長の井岡委員、説明をお願いいたします。

○井岡委員 3月3日に3班による事前調査会を行いました。事務局の説明のとおりです。詳細につきましては、地区担当委員の方から説明をお願いします。

○議 長 地区担当の佐藤慎一委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 班長と局長補佐からの説明のとおりですが、事前調査会で2点質問がありましたので補足いたします。1点目は、譲渡人の牛舎の施設が残っていますが、そのまま活用し、トラクター等の農機具の置場としての農業用倉庫として使用するそうです。2点目は、3条で土地取得した場合は、3年間は農地として使用する必要がある事を伝え、譲受人より了承を得ました。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。質問等はございますか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。譲受人は、どのような作物を作る予定ですか。

○事務局 提出された申請内容では、大根とイチジクを栽培するようです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、周辺が住宅地で環境的にも適していると考え、589.67平方メートルの畑に1棟8戸の長屋住宅を建設する賃貸事業を計画しました。

周辺への被害防除ですが、周辺に農地はなく西側の既存コンクリートブロック及び北側に新規のコンクリートブロックを設置し、土砂、砂塵等の流出を防止します。

用水は市営水道を利用し、雨水は浸透貯留層を設けオーバーフロー分を既設側溝に放流します。汚水は合併処理浄化槽を設け既設側溝に放流します。

資金については、全て借入金で賄うこととし、金融機関の融資見込証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。また開発許可については申請されております。

位置につきましては17ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る3月3日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○**井岡委員** これも3日3日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 地区担当の中村永治委員、説明をお願いします。

○**中村永治委員** 場所は県道四街道志津線を北に向かった、元大日病院の隣になります。前面の道路が市街化と市街化調整地域の境になり、周囲はほとんどが住宅地のため、特に問題はないと思います。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の

挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 議案第2号の整理番号2項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、中台の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、相続により取得した畑、330.64平方メートルに自宅を建設するものです。

周辺への被害防除ですが、南側の境界に土砂、雨水等の流出防止柵を設置します。隣接農地所有者には、説明し了承を得ています。

用水は井戸を利用し、雨水は敷地内浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、敷地内に設置する側溝を通して前面道路のU字溝に放流します。

資金については、全て融資により賄うこととし、融資申出者の融資証明書及び金融機関の残高証明書により確認しております。

信用につきましては、当該地に無許可の建築物が設けられていたことに対し、始末書、顛末書が提出され、謝罪とともに建造物の撤去、原状回復が約束されました。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、20ページ及び21ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号2項につきまして、去る3月3日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○**井岡委員** これも3日3日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 地区担当の小金井委員、説明をお願いします。

○**小金井委員** 譲受人は、今回相続により取得した土地に自宅を新築したいという事です。合わせて、相続前から同地にあった無許可の建築物の撤去も行います。南側境界にブロック3段による土砂、雨水等の流出防止柵の設置もあり、特に問題はないと思います。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項および2項を一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項及び2項は関連がありますので、一括して説明いたします。

申請地は、吉岡の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、成田市で不動産業等を営んでおり、申請地の近隣は住宅が立ち並んでいることから、宅地分譲に適した土地と判断し、6,590.38平方メートルの畑とその他の地目2,906.64平方メートルを合わせた9,497.02平方メートルに41棟の建売分譲住宅を建設するものです。

用排水ですが、水道は公営水道を使用し、雨水は雨水抑制施設にて浸透後、オーバーフロー分はU字溝に排水します。汚水は、各戸に設置する小型合併浄化槽により処理します。

周辺への被害防除ですが、外周にブロックを設置し、土砂等の流出を防ぎます。

資金については、全てを自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、開発許可については申請しております。

位置につきましては、22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号整理番号1項および2項につきまして、去る3月3日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これも3日3日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当、永野委員説明をお願いします。

○永野委員 2番永野です。所在地は御成街道を南進し、徳洲会病院を過ぎ500メートル程先のオカモゴルフというゴルフ練習場がありますが、市道を挟んだ反対側になります。建売分譲住宅建設にあたり、周辺農地への被害防除も十分なされていると判断しましたので、問題はなく許可相当と思います。

ただ一部の土地につき、登記地目が山林で現況が畑の土地がありますが、すでに所有権移転がなされていたことが気になります。

○議 長 議案第3号整理番号1項および2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 一部の土地が所有権移転されていたとのことですが、この事業者は、過去にも登記地目が山林の場合に所有権移転を行っていたことがあるのですか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。先月の許可申請の案件である貸駐車場の件で、その時に所有権移転を行っていた事業者です。

○議 長 細野委員。

○細野委員 事務局として、何か対策を講ずることは可能なのですか。

○議 長 事務局。

○事務局 市政だよりも、登記が山林でも農地転用は現況主義のため、農業委員会に確認を取る旨の内容を掲載し周知を図っています。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号1項および2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号1項および2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号の整理番号3項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

整理番号3項について説明いたします。

申請地は、南波佐間の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

譲受人は、隣地で自動車部品輸出入業等を営んでいる事業者です。

申請地は、495平方メートルの畑で、地下に施設の油水分離層及び浸透枳を設置するため確保するものです。なお、設備設置後の残地は、資材置き場として使用します。

用水は使用せず、雨水は現有施設側に傾斜をつける等、周辺へ流出しないようにします。

周辺農地への影響はありません。

資金については、全てを自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、事前着工に関する顛末書及び始末書が提出されています。そのほか、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、20ページ及び24ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号整理番号3項につきまして、去る3月3日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 これも3日3日に第3班による事前調査会を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当、永野委員説明をお願いします。

○議 長 2番永野です。申請地は、隣接地で自動車部品の輸出入を営む業者が、許可もなく配管により油まみれの雨水を長年にわたり当地に垂れ流していたことが発覚し、やむなく今回の所有権移転となったものです。

申請地には、様々な経緯もあり、油水分離槽と浸透枳が、あくまでも県の指導の下で先に設置されました。周辺農地から見れば一步前進だと思います。

地元委員としては、今回、油水分離槽、浸透枳、およびコンテナを設置して 油の出ない部品を置くという事ですので、許可相当かなと思います。ただし、管理運営上の問題に疑念が残るという点は、お伝えしておきたいと思います。

私は委員を離れますが、新しい委員の方と一緒に、引き続き状況を見守っていきたいと思います。

○議 長 議案第3号整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 細野委員。

○細野委員 質問ではありませんが、この申請は許可相当として認めますが、過去の経緯を考えると、委員として気が重いのも事実ですね。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号3項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名退室)

○議長代理(小金井委員) 再開します。

会長が退席されている間、暫く議長職を交代します。

○議長代理 それでは、議題第4号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第4号 令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)の決定を求められたものです。

6ページをお開き下さい。

令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)です。今回は、新規5件、更新1件となります。また、借受者は、5人です。

番号1につきましては、長岡の田7筆で新規、利用権は賃借、終期は令和7年3月31日となります。

番号2につきましては、鹿放ヶ丘の畑1筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和9年3月31日となります。

番号3につきましては、鹿放ヶ丘の畑3筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和9年3月31日となります。

6ページをお開き下さい。

番号4につきましては、大日の畑3筆で新規、利用権は賃借、終期は令和7年3月31日となります。

番号5につきましては、大日の畑5筆で新規、利用権は賃借、終期は令和7年3月31日となります。

なお、番号4、5の借受者については、議案第1号でご審議いただいた3条許可の譲受人と同一人物です。

番号6につきましては、大日の畑4筆と内黒田の畑3筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和7年3月31日となります。

8ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長代理 議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。

質問等がございますか。

(質問・意見なし)

- 議長代理 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第4号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- 議長代理 全員賛成ですので、議案第4号につきましては可決いたします。

- 議長代理 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

- 議長 再開します。次に、協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自ら農地を専用住宅及び進入路に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 10ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から11ページの整理番号6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

- 議長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告致します。

整理番号1項につきましては、すでに農地法第5条の届出済の土地であったので、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、市課税課の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項及び2項は関連しておりますので、併せて報告致します。車両・資材置場への転用につきましては、2月16日に細野委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第5号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願いがあつたので現地確認を行い証明書を発行致しました。

整理番号1の物井の畑1筆の801平方メートルにつきましては、2月7日に栗山農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認致しました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開き下さい。

協議報告第6号 軽微な農地改良に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の農地改良につきましては、2月9日に事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第7号「農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の届出について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 16ページをお開き下さい。

協議報告第7号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の届出について、転用の届出がありましたので報告致します。

整理番号1項は、南波佐間の畑2.25平方メートルで、楽天モバイル株式会社が電気通信事業設備を設置するものです。転用の期間は令和4年2月1日から令和4年3月31日までです。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

○議長 永野委員。

○永野委員 協議報告第7号の転用面積の3,994平方メートルは、届出の面積になりますが、先程の600平方メートルを除いた面積と総面積が一致しませんが、また違うのですか。

○事務局 総面積は一筆のすべての面積なので、面積の差は一部畑として残ることになります。

○議長 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 事務局にお尋ねします。農地転用の違反に対する農地法の罰則と、違反に対しては何年遡れるのか伺います。

○事務局 違反転用につきましては個人と法人で違います。個人については、懲役3年以内または300万円以下の罰金、法人につきましては、1億円以下の罰金になります。また、違反転用に時効はありません。案件に対し追認するか、20年以上非農地の場合、県が発行する証明により地目変更をする場合があります。

○議 長 他に質問はございますか。

○議 長 永中村永治委員。

○中村永治委員 私から令和4年度の標準農作業料金設定についてご報告いたします。

令和4年2月24日に経営改善対策推進会議を開催し、4名の委員に出席いただき、令和4年度の標準農作業料金の設定について協議いただきました。

協議した内容は次のとおりです

令和4年度の標準農作業料金の設定につきましては、当市における近年の農作業受委託の実情や他市の状況、更に米価や野菜価格等の動向を踏まえ各委員と協議した結果、畦塗りと育苗を除き、県の標準料金表に合わせていくことといたしました。令和3年度の近隣各市町は県標準単価と合わせており、当市においても佐倉市との連携が多くみられるため、県標準単価に合わせていく方向といたしました。ただし、畦塗りと育苗につきましては前年度単価から下げずに同額とすることといたしました。

令和4年度の当市の標準農作業料金につきましては、別添資料のとおりとなりますので、ご参照ください。

なお、こちらの令和4年度農作業料金表は、市のホームページに掲載いたします。また、4月に発行予定の「農業委員会だより」にも掲載いたしますのでよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長 他に質問はございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

3月の開催予定については、事前調査会が4月4日の月曜日に、第1班の委員にお願いします。また、総会が3月12日の火曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。農地相談日は4月4日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時52分

令和4年3月10日

農業委員会長

⑩

議事録署名委員

3番

⑩

5番

⑩